

ガドリニア焼結炉B号機の過加熱防止インターロックの作動に関する
根本的な原因の究明及び再発防止対策の策定（概要）

本報告書では、ガドリニア焼結炉B号機の過加熱防止インターロックの作動に関する根本的な原因に加え、平成20年の2件のウラン飛散事象及び平成22年の発火事象との共通要因を含めた根本的な原因を究明し、それに対する再発防止対策を策定しました。

その結果、根本原因（組織要因）としては、①不適合や非定常作業の判断を行う際に、手順書を確認することが徹底されておらず、また管理・監督者が誤判断を検知するために必要な報告・確認がルールや教育で徹底されていなかったこと。②異常又は不適合が発生した場合の役割分担、情報収集や共有の方法、判断根拠の記録などが具体的に決められておらず、関係者への教育も不足していたこと。③設備設計において、作業者の意見を設計に採用することや、設計の意図を作業者に理解させるなどの取組みが不足していたこと。が特定されました。なお、直接原因としては、①手順書から逸脱した作業が行われたこと、またそのことが発見されなかったこと。②異常又は不適合が適切に認識・発見・連絡されなかったこと。③警報表示などの設備が作業者にとってわかりにくく、そのことが改善されなかったことでした。

当該根本原因（組織要因）に対して、再発防止対策については、平成23年3月1日に提出した対策を引き続き確実に実施するとともに、さらに予防処置として水平展開の範囲を品質保証活動全般に広げて、類似の不適合の未然防止に積極的に取り組んでいきます。予防処置の主な内容は以下のとおりです。

- ①手順書の確認や管理・監督者への報告・確認のルールの厳格化を図る。
- ②異常又は不適合が発生した場合の役割分担や記録のルールの明確化を図るとともに、訓練を通じた習熟化を図る。
- ③設備設計において作業者の意見や不適合事例を収集し積極的に反映することの明確化、及び設備変更等の際に作業者への設計意図を含めた教育の必須化を図る。

以上